

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下、「当財団」という。）の定款第36条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、当財団を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当財団の常勤役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、定例役員報酬を支給する。

- 2 当財団が、外部諸機関・諸団体からの委託又は助成を受けた事業において、その機関・団体と交わす契約等に報酬等の支給に関する規定がある場合は、その規定に従って、当財団の役員及び評議員に対しても報酬等の支給を行うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬月額、(別表)「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は、(別表)「常勤役員報酬表」のうちから、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 第3条第1項に規定する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 当財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。なお、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、2020年3月9日から施行する。

附 則

1 この改正は、2021年6月26日から施行する。

(別表)「常勤役員報酬表」

(月額、円)

第 1 級	100,000	第 16 級	250,000	第 31 級	400,000
第 2 級	110,000	第 17 級	260,000	第 32 級	410,000
第 3 級	120,000	第 18 級	270,000	第 33 級	420,000
第 4 級	130,000	第 19 級	280,000	第 34 級	430,000
第 5 級	140,000	第 20 級	290,000	第 35 級	440,000
第 6 級	150,000	第 21 級	300,000	第 36 級	450,000
第 7 級	160,000	第 22 級	310,000	第 37 級	460,000
第 8 級	170,000	第 23 級	320,000	第 38 級	470,000
第 9 級	180,000	第 24 級	330,000	第 39 級	480,000
第 10 級	190,000	第 25 級	340,000	第 40 級	490,000
第 11 級	200,000	第 26 級	350,000	第 41 級	500,000
第 12 級	210,000	第 27 級	360,000	第 42 級	510,000
第 13 級	220,000	第 28 級	370,000	第 43 級	520,000
第 14 級	230,000	第 29 級	380,000	第 44 級	530,000
第 15 級	240,000	第 30 級	390,000	第 45 級	540,000